製品貸与に関する誓約書

私(以下、「借用者」といいます。)は、株式会社ソニー・グローバルエデュケーション(以下、「SGED」といいます。)から本件製品(以下に定義します。)の貸与を受け、使用するにあたり、以下の事項に同意します。

第1条(定義)

本誓約書における用語の定義は以下の通りとします。

「本件製品」:SGED が保有し、借用者が貸与を受ける以下の KOOV 製品。

ワークショップ用 KOOV キット	1キット
-------------------	------

「使用期間」:本件製品の受領日から、借用者が参加したオンラインワークショップの開催日の1週間後まで

第2条(本件製品の貸与)

- 1. SGED は、借用者が本誓約書に同意した後、借用者に本件製品を別途指定する方法にて引き渡し、使用期間中、無償にて本件製品を貸与するものとします。
- 2. 本件製品の引き渡し後に生じた本件製品の滅失、毀損その他一切の損害は借用者の負担とします。
- 3. SGED は、使用期間中と雖も、いつでも借用者に対し本件製品の返還を求めることができるものとします。借用者は、当該要求を受けた後直ちに、本件製品を SGED の指示に従い返還するものとします。
- 4. 本件製品の返還に要した費用は借用者の負担とします。

第3条(本件製品の使用、管理)

- 1. 借用者は、本件製品の使用に関連する全ての法令を遵守するものとします。
- 2. 借用者は、本件製品を SGED に返還するまで、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、その他本件製品の管理、使用態様、使用場所に関する SGED の指示に従うものとします。
- 3. 借用者は、SGED より要請がある場合、本件製品の管理状況を書面にて報告するものとします。 また、借用者は、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はその虞があることを知った場合は、 直ちにその旨を SGED に通知するものとします。
- 4. 借用者は、本件製品を SGED の書面による事前承諾なしに第三者へ転貸、譲渡、提供し、または 担保に供してはならないものとします。
- 5. 借用者は、本件製品の改変又は改造を行わないものとします。
- 6. 借用者は、本件製品を日本国外に持ち出してはならないものとします。
- 7. 本件製品の管理、使用に関連して、借用者又は第三者に生じた事故又は一切の紛争については、 借用者が自己の費用と責任をもって処理解決し、SGED に何らの損害を及ぼさないものとしま す。

第4条(免責)

- 1. SGED は本件製品に関し、瑕疵がないこと、第三者の知的財産権を侵害していないことの保証を 含め、いかなる保証もしないものとします。
- 2. SGED は、本件製品の保守、更新の義務を一切負わないものとします。

第5条(その他)

- 1. 本誓約書の基づく本件製品の提供は、借用者に対する SGED の特許、実用新案、ノウハウその他 の無体財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではありません。
- 2. 借用者が本誓約書に違反することにより、SGED または第三者に損害を生じさせた場合、借用者が自己の費用と責任をもって処理解決し、SGED に何らの損害を及ぼさないものとします。
- 3. 本誓約書に定めのない事項または本誓約書の条項につき疑義を生じたときは、その都度借用者と SGED で協議のうえこれを解決するものとします。協議にて解決できない場合は、東京地方裁判 所を専属管轄裁判所とします。

以上